

返戻金制度について

●返戻金制度に関する事項

採用決定者（以下「甲」という。）が、入社自体や自己都合により退職した場合、または本人の責に帰する事由により解雇された場合、有限会社ギャザー・ミスティック（以下「乙」という。）は甲に対し、次の基準で本報酬を返還しなければならない。

1. 入社後一か月未満の場合 : 本報酬の 80%
2. 入社後一か月以上三か月未満の場合 : 本報酬の 50%
3. 入社後三か月以上六か月未満の場合 : 本報酬の 20%

ただし、甲に対する労働条件が本雇用契約の内容と著しく異なることに起因する退職の場合は、この限りではない。なお、本報酬の返還は、甲の退職日から一か月以内に甲が乙に書面により報告し、退職に関する事実関係（退職理由を含む）を甲および乙が確認できたものに限る。

東京都江東区北砂6丁目1番30号 晃来荘1階